工芸室の窓から

NO.16　2007.9.26

小海高等学校生活指導係発行

10月1日（月）から衣替え

来週から冬服になります。夏に限定のポロシャツは着ることができません。中間着（学校指定のセーター）の着用について、再度確認します。

中間着については、生徒諸君や保護者の皆さんから「防寒用として導入してほしい」との要望があり、学校で検討して導入することになりました。今年で4年目になります。学校指定以外のセーターを着用することにより、先輩諸君が獲得したルールを崩さないでください。尚、この中間着は希望者が購入するものであり、全員が購入しなければならないものではありません。

○着用の条件

1．中間着とは、リンドウのワンポイント入りのセーターとします。色は紺色とオフホワイトと灰色の３種類です。

2．中間着を着用してもよい期間は、冬期間（10月～５月）とします。それ 以外の期間でも寒いときの着用は認めます。

3．中間着を着るときは、必ずブレザーを着用してください。家を出るときにブレザーを着ずに中間着だけで登校することは認められません。したがって、ブレザーを学校に置きっぱなしにすることもいけません。

○着用の具体例

ブレザー＋中間着＋ベスト＋ブラウス　　許可

ブレザー＋中間着+ワイシャツ・ブラウス　許可

（女子は中間着使用時に限り、ベストを着用しなくてもよい）

中間着＋ワイシャツ・ブラウス　　不許可

中間着＋ポロシャツ　　不許可

もう一つ、ネクタイ・リボンは登下校の際にも必ず着用して下さい。

便利な時代にはさまざまな責任がついてまわります

コンビニで盗電　中学生書類送検

携帯電話の充電のためにコンビニ店のコンセントを無断で使い一円相当の電気を盗んだとして、大阪府松原署が窃盗容疑で、中学二年生の男子生徒二人を書類送検していたことが分かった。松原署は「額の大小は関係ない。被害届が出ており、見逃すことはできない」としている。

窃盗罪は「他人の財物」を窃取する罪。電気は二四五条で財物とみなされている。

（9/20 信濃毎日新聞より）

本校でも盗電指導を行っています。充電は家でおこなって下さい。

また、小海駅舎のコンセント等についても同じことが言えます。十分注意して下さい。

明日は第2回一斉服装・頭髪指導です